(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4 年 6月 30日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県高砂市梅井5丁目1番1号

氏名 日本精化株式会社 高砂工場 工場長 山田 和寿

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 079-447-3642

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	i (カ	名	称	日本精化株式会社 高砂工場
事	業	場	の	所	在	地	兵庫県高砂市梅井5丁目1番1号
計		画		期		間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
当該	亥事業	美場!	こお	いて	現に	行:	っている事業に関する事項 別紙1,2のとおり
	①事	業の	種類	領			
	②事	業の)規模	莫			
	3従	:業員	員数				
					廃棄:		

特別	川管理産業廃棄物のタ	処理に係る管理体制に関する	事項 別紙 1, 2	のとおり
	(管理体制図)			
特別	川管理産業廃棄物の打	排出の抑制に関する事項	別紙 1, 2	のとおり
		【前年度(令和 年度)	実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		排出量	t	t
	①現状	(これまでに実施した取組))	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		排出量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取組))	
特別	 管理産業廃棄物のタ	<u>」</u> 分別に関する事項		のとおり
14%	10.77/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/	(分別している特別管理産		
			2192 = 1 · · ·	
	①現状			
	<u> </u>		·四寸	ロッパロロッ胆・サブ 最如 \
		(今後分別する予定の特別管	『埋座兼廃来物の性類』	及い分別に関する収組/
	②計画			

自	っ行う特別管理産業原	軽棄物の埋立処分に関する	事項 別紙 1, 2	2のとおり
		【前年度(令和 年度	E) 実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	①現状	(これまでに実施した取	(組)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取	(組)	
1特別	管理産業廃棄物の類	L理の委託に関する事項	別紙 1, 2	2のとおり ニュー
1973		T		
1373	1日本上上水ル木 13、77	T	美)実績】	
13.5	7日至至水泥水()(1)	T		
13.3	167上八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	【前年度(令和 年度		t
13.2	7日之上人们人们	【前年度(令和 年度 特別管理産業廃棄物の種類	E)実績】	
	7日之上人们人们	【前年度(令和 年度 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への	E) 実績】 t	t
19.2	①現状	【前年度(令和 年度 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への	t t	t
19.2		【前年度(令和 年度 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への	t t	t t
19.2		【前年度(令和 年度 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量	t t t	t t
19.2		【前年度(令和 年度 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量	t t t	t t
19.2		【前年度(令和 年度 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量	t t t	t t
		【前年度(令和 年度 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量	t t t	t t

(第5面)

	(第5頁	面)		
	【目標】	別紙 1, 2	のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	-
② 計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
②計画	(今後実施する予定の取組	1)		
	【前年度(令和 年度第	·····································		_
	特別管理産業廃		0.1	
	排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を		31	t
電子情報処理組織の使	(今後実施する予定の取組	1)		
用に関する事項				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類 ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該 当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和3年度)実績量計画:今年度(令和4年度)計画量

単位:トン/年

			- 度(令		2/ 前凹	里												単位:トン	-	
	排出抑制:		自ら行う再 関する		自ら	行う中間処	理に関する	事項	自ら行う均 に関す	る事項				4	処理委託に	関する事項	頁			
	排出(前年度実		特別管理 物の (前年度実	利用を行う 産業廃棄 D量 経績値の② 8))	特別管理 物(収を行う 産業廃棄 万量 積値の⑤)	産業廃棄	特別管理 関物の量	目ら埋立 海洋投入 特別管理 物の (前年度実	処分を行う 産業廃棄 D量	全処理(前年度実		処理を	処理業者 の 髪託量 績値の⑪)	典生利用 処理引 (並左东中	委託量	処理	収業者へ か 委託量 (績値の⑬)	認定熱回 外の熱回 者への処 (前年度実	収を行う業 理委託量
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
7000 引火性廃油	13	12. 1									13	12. 1			13	12. 1				
7010 引火性廃油(有害)																				
7100 強酸	18	16. 5									18	16. 5			18	16. 5	i			ĺ
7110 強酸(有害)																				
7200 強アルカリ																				
7210 強アルカリ(有害)																				
7300 感染性廃棄物																				
7411 廃PCB等																				
7412 PCB汚染物																				
7413 PCB処理物																				
7421 廃石綿等(飛散性)																				
7422 指定下水汚泥																				
7423 鉱さい(有害)																				
7424 燃えがら(有害)																				
7425 廃油(有害)																				
7426 汚泥(有害)																				
7427 廃酸(有害)																				
7428 廃アルカリ(有害)																				
7429 ばいじん(有害)																				
合計	31	28. 6	0	0	0	0	0	0	0	0	31	28. 6	0	0	31	28. 6	0	0	0	0

別紙2 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1632 脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)
②事業の規模	製造品出荷額 546,908万円(令和3年度実績)
③従業員数	167人(令和4年3月末時点)
④特別管理産業廃棄 物の一連の処理の工 程	別紙-3のとおり

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等,別紙を参照)

別紙―4のとおり

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・有価物化の推進。 ・製造方法の変更等による発生抑制。 以上の取組みを継続実施している。製造品目の需要に連動して、前年度の計画に対して引火性廃油は2.2 t 減少し、強酸は6.6 t減少した。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・新製品試作等で特別管理産業廃棄物(特管)の増加が見込まれる 中、さらなる有価物化を推進し、特管排出量抑制に努める。 ・製造方法の変更等による特管排出量抑制継続。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

14/44 日 - 五/五/14/26/14 1/4	O A MICIA / O FIR
	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産で発生した廃棄物に品名をつけ、容器に表示し、廃棄物の種類ごとに区分保管を行う。
①現状	
	(人位 八川上 7 7 中の地川佐州玄光 成玄橋の経塔豆 2 8 八川 7 間上 7 時 6日)
	(今後,分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持し、管理する。
②計画	

5	白ら行う	産業廃棄物の再生利用に関する事項	
---	------	------------------	--

H 3 14 3 /H3/4/36/14 1/4	211 TAMICA / 0 F K
	(これまでに実施した取組) ・特になし。
①現状	
	(A Math by Z chorem)
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。
②計画	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

H 3 14 3 14 3 14 3 14 3 14 3 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	术/// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(これまでに実施した取組)
	・特になし。
	1776/200
①現状	
	(今後実施する予定の取組)
	・特になし。
②計画	
少 計画	

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし。

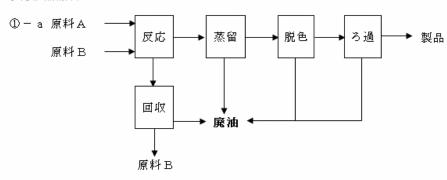
8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

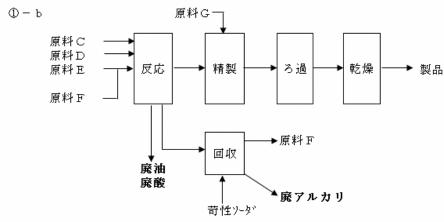
①現状	(これまでに実施した取組) ・種類ごとに廃棄物の評価を行い、適正な処理方法を決定。 ・マニフェストに基づき、産業廃棄物の処理が適正に行われているか 定期的な確認を実施。 ・委託先の許可証の定期的な確認と更新を実施。 ・令和1年4月からの電子マニフェスト導入。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・現状の管理を維持する。

(別紙一3)

- 産業廃棄物の一連の処理の工程
- 1. 製造フローシート

①化粧品原料





(別紙一4)

- 1. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - (1) 責任者及び管理組織図

総括責任者		工場長
産業廃棄物		管理課長
管理責任者		
産業廃棄物担当者		管理課員
	防火安全	廃棄物の処理に関する検討
	委員会	・産業廃棄物の削減、再利用等の推進
		・産業廃棄物の管理に関する事項
役		委員長:管理課長 委員:関連部署課長及び主任
	管理課長	・廃棄物処理計画の作成
		・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
		・廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
割		・処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理
		・委託契約の締結
		・マニュフェストの交付・管理
		・監督官庁への各種報告
		・高砂従業員への教育・啓発
		・その他 (廃棄物処理業者の実地確認等)

管理組織

高砂工場長 — 代理者:管理課長 高砂工場 リピット・事業本部 特密化学品研究開発部・香粧品研究開発部 信頼性保証部

(2) 管理体制

各事業部門を含めた高砂工場全体を網羅する管理体制を編成し管理強化 に努める。

(3) 教育·研修

管理課長が廃棄物も含めた環境関係の情報入手に努め、上記「防火安全 委員会」で研修会を持つ。必要であれば、全従業員を対象に研修会を行 う。

(4)情報公開

情報公開については、管理課を窓口にして受付し、報告回答等を行う。